

令和2年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度小山市の墓園やすらぎの森事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和3年2月16日提出

小山市長 浅 野 正 富

第1表 繰越明許費

No.	款		項		事業名	金額
1	2	墓園整備費	1	墓園整備費	墓園やすらぎの森整備費	千円 45,400